

## 個人情報保護に関する規則

第1条 この規則は、この法人が管理する個人情報の取扱について、『個人情報の保護に関する法律』を遵守し、必要な事項を定めるものとする。ただし、当会会員の個人情報については、会員情報保護に関する規則において別に定める。

第2条 この規則でいう「個人情報」とは、この法人が助成事業などの業務上知り得た個人に関する情報を指す。

第3条 この規則は、印刷物・電子媒体・口頭などの、利用上の方式によらず適用する。

第4条 この法人が管理する個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失などを防止するために合理的な措置を講じなければならない。また、この法人が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合、個人情報の保護が損なわれることの無いよう、適切な措置がとられなければならない。

第5条 個人情報の収集は、この法人が行う事業の範囲内で利用目的を定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。収集の際には予め利用目的が通知されていなければならない。収集した後も正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第6条 自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応しなければならない。開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応し、訂正又は削除を行った場合は、本人に対して通知しなければならない。

第7条 収集の際に通知した目的以外に個人情報を使用してはならない。ただし、以下の各号に該当する場合は、文書による届出の後、理事会の承認を経て個人情報の利用を許可する。

(1)法令の規定あるいは官公庁の指示による場合

(2)その他、理事会が適当と認めた場合

第8条 この規則に反する行為があった場合、理事会の議決を経て処分を行う。

第9条 この規則の解釈に際して生じた疑義、および、この規則に定めのない事項については理事会の決議によって定める。

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成21年7月17日から施行する。

## 会員情報保護に関する規則

第1条 この規則は、この法人が管理する個人情報のうち、この法人の会員の個人情報（以下「会員情報」）の取扱いについて、『個人情報の保護に関する法律』を遵守し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規則でいう「会員情報」とは、次の各号に示した情報を指す。

- (1) 氏名・住所・電話番号・勤務先・電子メールアドレス等、会員固有の汎用情報
- (2) 卒業年次、会費納入状況、入退会情報等、内部でのみ使用する会員個人にかかわる情報
- (3) その他、理事会において個々の会員個人に関わると認めた情報

第3条 この規則は、印刷物・電子媒体・口頭などの、利用上の方式によらず適用する。

第4条 この法人が管理する会員情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失などを防止するために合理的な措置を講じなければならない。また、この法人が業務を委託するために会員情報を外部へ預託する場合、会員情報の保護が損なわれることの無いよう、適切な措置がとられなければならない。

第5条 会員情報の収集は、この法人が行う事業の範囲内で利用目的を定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。また、正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

第6条 自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応しなければならない。開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応し、訂正又は削除を行った場合は、本人に対して通知しなければならない。

第7条 この法人の正会員が会員情報の利用を希望する場合、文書による届出を要する。会員情報の利用目的については以下の基準による。

- (1) 会員相互交流の目的、およびこの法人との相互連絡目的での利用を原則とする。
- (2) 前号の目的以外に使用する場合は、理事会の承認を要する。

第8条 この法人の准会員による会員情報の利用は、正会員に準じる。

第9条 この法人の会員以外が会員情報を利用することは原則として禁止する。ただし、以下の各号に該当する場合は、文書による届出の後、理事会の承認を経て会員情報の利用を許可する。

- (1) 法令の規定あるいは官公庁の指示による場合
- (2) 研究資料として利用する場合
- (3) その他、理事会が適当と認めた場合

第10条 この規則に基づいて会員情報を利用する者は、以下の各号の規定に従うものとする。また理事会承認を経て会員情報を利用する者は、以下の各号の規定に従う旨の承諾書を理事長に提出しなければならない。この場合、必要があれば理事会の承認を経て 新たな規定を追加できる。

- (1) 当初の利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 会員情報については第三者に公にしないこと。
- (3) 会員情報を元に、個人に対する照会・調査・広報・宣伝・営利行為を行わないこと。

第11条 この法人は、この規則各項に基づく会員情報利用の届出を受けた場合には、速やかに届出人の身元および使用目的の照会を行い、必要があれば理事会に諮るものとする。

第12条 定期配布もしくは新規入会時に配布された名簿により知り得た会員情報については、会員自身が第7条第1項および第10条の規定に従って利用する限りにおいては、特に届出を要しない。

第13条 会員自身が個別に利用を承諾した場合、当該会員にかかる会員情報については 第7条、第8条または第9条によらず利用を認める。

第14条 この法人は以下の各号に該当する場合には、第9条第1項の規定による場合を除いて 当該会員情報の全部または一部を非公開とする。

- (1) 当該会員自身が、全部または一部について公開を希望しないことを事前にこの法人に文書で通知した場合。
- (2) 理事会において当該部分の公開が適当でないと言われた場合。

第15条 この規則に反する行為があった場合、理事会の議決を経て処分を行う。

第16条 第9条および第10条に定める届出は様式1によって行う。

2 第10条に定める承諾書は様式2によって作成する。

第17条 この規則の解釈に際して生じた疑義、および、この規則に定めのない事項については理事会の決議によって定める。

第18条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成21年7月17日から施行する。